

# 介護保険だより

平成29年12月号

群馬県国民健康保険団体連合会

## 平成30年1月の介護給付費請求明細書等の受付期間について

平成30年1月提出の介護給付費明細書等の受付期間は、下記のとおりとなりますので、ご協力をお願いいたします。

持参・郵送：1月4日（木）から1月10日（水）まで  
伝送：1月1日（月）から1月10日（水）まで

- ※ 郵送の場合は、1月10日（水）必着をお願いいたします。
- ※ 国保連合会の年末年始の休みは、平成29年12月29日（金）から平成30年1月3日（水）までとなります。
- ※ 1月1日（月）から3日（水）までに送信いただいたデータの送信結果は、1月4日（木）に配信いたします。

## 審査支払関係帳票の提供予定日について

年末年始の審査支払関係帳票の提供予定日は下記のとおりです。

帳票名	提供予定日
介護保険審査決定増減表 介護保険審査増減単位数通知書 請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表	伝送：平成29年12月28日（木） 郵送：平成30年 1月 5日（金）
介護給付費等支払決定額通知書 介護給付費等支払決定額内訳書 介護給付費過誤決定通知書 介護給付費再審査決定通知書 処遇改善加算総額のお知らせ	伝送：平成30年 1月 5日（金） 郵送：平成30年 1月10日（水）

## 福祉用具貸与請求時に係る注意事項について

### 1 介護給付費請求書の記載について

平成29年10月貸与分（11月介護請求分）から、介護給付費明細書の摘要欄に公益財団法人テクノエイド協会が付しているT A I Sコード又は福祉用具届出コードのいずれかを記載する必要があるため、当該コードの記載がない場合には、国保連合会の審査において**返戻**となっております。

エラーコード	内容（返戻事由）
1407	資格：商品コード等のフォーマットに誤りがあります。

なお、同一の商品を複数貸与している場合は、介護給付費明細欄の行を分けて1件ずつ記載してください。

また、付属品をセットで貸与した際に、これまでは当該付属品を「0単位」として請求（貸与商品に合算）しているケースもありましたが、付属品についても、該当するサービス単位数を記載し、「0単位」とは記載しないようお願いいたします。

### 2 対象となる請求様式

サービス種類コード	サービス種類名称	請求様式
17	福祉用具貸与	様式第二
67	介護予防福祉用具貸与	様式第二の二
33	特定施設入居者生活介護 （うち、外部サービス利用型で提供の福祉用具貸与分）	様式第六の三
35	介護予防特定施設入居者生活介護 （うち、外部サービス利用型で提供の介護予防福祉用具貸与分）	様式第六の四

### 3 介護給付費明細書の摘要欄に記載する商品コードについて

商品ごとのコード一覧については、公益財団法人テクノエイド協会のホームページに掲載されています。

○掲載先（公益財団法人テクノエイド協会ホームページ）  
<http://www.techno-aids.or.jp/visible/index.shtml>

詳細につきましては、介護保険最新情報V01.609をご確認ください。

## 免除届出書の提出期限は平成30年3月31日までです

書面での請求については、請求省令（厚生労働省令第57号）第2条で電子請求と規定されており、原則、平成29年度（平成30年3月31日まで）いっぱい認められなくなりますが、同省令附則第2条の経過措置の条件に該当する請求事業者については、免除届出書を作成し「その旨を審査支払機関に届け出る（提出する）」ことにより、平成30年4月1日以降も書面での請求が認められます。

平成30年4月1日以降も書面での請求を希望される場合には、平成30年3月31日までに免除届出書をご提出ください。

なお、経過措置の条件については、介護保険だより平成29年11月号をご参照ください。

## 介護電子媒体化ソフトVer. 2のリリースについて

### 1 介護電子媒体化ソフトについて

国保中央会から介護電子媒体化ソフトVer. 2がリリースされました。

本ソフトは、これまで書面により介護給付費明細書を提出していた事業所が、電子媒体により、請求データを国保連合会に提出するためのCSVファイルを作成するソフトです。

群馬県国保連合会のホームページで最新のVer. 2の取得や利用上の注意点等を確認することができますので、詳細はそちらをご覧ください。

なお、本ソフトは任意で使用していただくソフトですが、従来のVer. 1は動作保証が終了となりましたので、引き続き本ソフトを使用される場合には、Ver. 2のインストールをお願いいたします。

また、本ソフトで作成したCSVファイルは、インターネット請求ではご使用できませんので、予めご承知おきください。

### 2 介護電子媒体化ソフト対象サービス

サービス 種類コード	サービス種類名称	請求様式
17	福祉用具貸与	様式第二
31	居宅療養管理指導	様式第二
34	介護予防居宅療養管理指導	様式第二の二
67	介護予防福祉用具貸与	様式第二の二

## 窓口での請求データ受付について

請求データを収めた電子媒体を直接本会の窓口にご持参された場合は、その場でシステムへの取込みを行い、正常に受け付けられるまでお待ちいただいておりますが、平成30年2月からは原則として、窓口では電子媒体の受領（枚数確認）のみとさせていただきます。

万一、エラー等により請求データが正常に受け付けられなかった場合には、電話連絡をいたしますので、改めて電子媒体の提出をお願いいたします。

なお、12時から13時までは受付時間外となり担当者が不在となりますので、本会窓口にご持参される場合には、8時30分から12時まで、または13時から17時15分までをお願いいたします。

## 請求もれにご注意ください

介護給付費等及び総合事業費の請求は、「各月分について翌月10日までに行わなければならない」と規定されております。

請求期間を過ぎてしまうと、当該月は請求データを受け付けることができない場合がありますので、請求もれがないよう十分ご注意ください。

また、伝送事業所において、送信時にエラーが発生したことにより正常に受け付けられていないことがありますので、請求データを送信した際には、必ず伝送ソフトの送信結果確認画面から到達結果及び受付結果の確認を行ってください。

なお、インターネット請求の場合には、電子請求受付システムのログイン後の照会一覧からも到達結果等を確認することができますのでご活用ください。

○電子請求受付システムの総合窓口

<http://www.e-seikyuu.jp/>

### 問い合わせ先

群馬県国民健康保険団体連合会（介護保険課介護保険係）  
〒371-0846 群馬県前橋市元総社町335番地の8 群馬県市町村会館2階  
TEL 027-290-1319（直通） FAX 027-255-5077  
受付時間 8:30～17:15（12:00～13:00を除く）  
ホームページ <http://gunmakokuho.or.jp>

★群馬県以外の事業所様については、所在都道府県の国保連合会にお問い合わせをお願いします。

インターネット



国保連合会